

マスポクシング普及・強化委員会 規則

第 1 条 この規則は公益社団法人日本ボクシング連盟（以下日本連盟という）のマスポクシング普及・強化委員会に関することを定める。

第 2 条 この委員会はマスポクシング競技の普及と各種大会及びイベント等の計画・実施を行うと共に、この競技の競技力向上を図ることを目的とする。

第 3 条 この委員会に次の委員をおく。

委員 長 1 名、副委員長若干名、委員 8 名から 12 名程度

第 4 条

1. 委員長は、（理事会で選任された）担当理事が推薦した者を理事会にて選任し、会長が委嘱する。ただし、理事は委員長を兼務することができない
2. 委員は、副委員長及び担当理事が選任し、会長が委嘱する。

第 5 条 委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。

第 6 条 委員会は委員長が委員を招集し、その議長となる。委員長不在のとき、副委員長が委員の招集及び議長を務めることができる。

第 7 条 この規則は理事会の議決によって変更することができる。

附則 この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する